

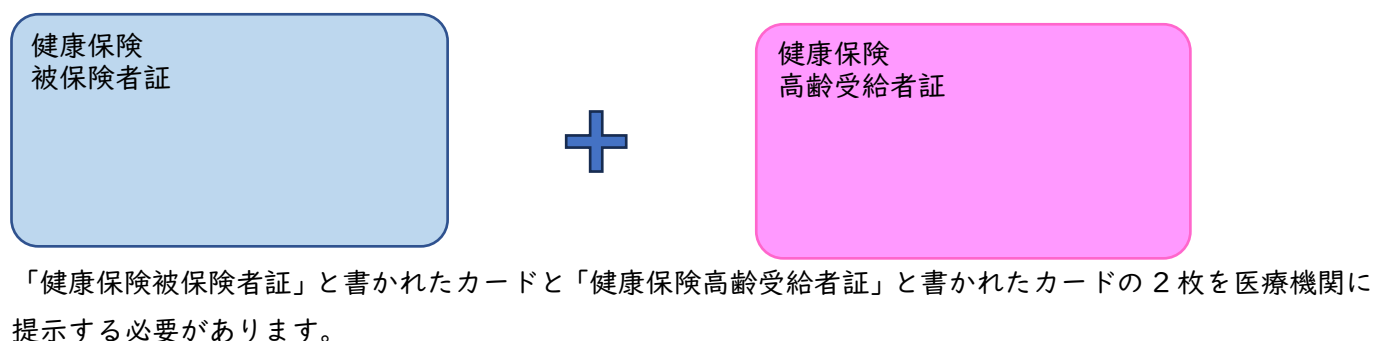
4. 高齢受給者証が不要になります（70歳以上の方）

70歳以上の方は、従来の被保険者証で医療機関を受診する場合、高齢受給者証（医療費の自己負担割合を証明する証）もあわせて医療機関に提示いただく必要があります。

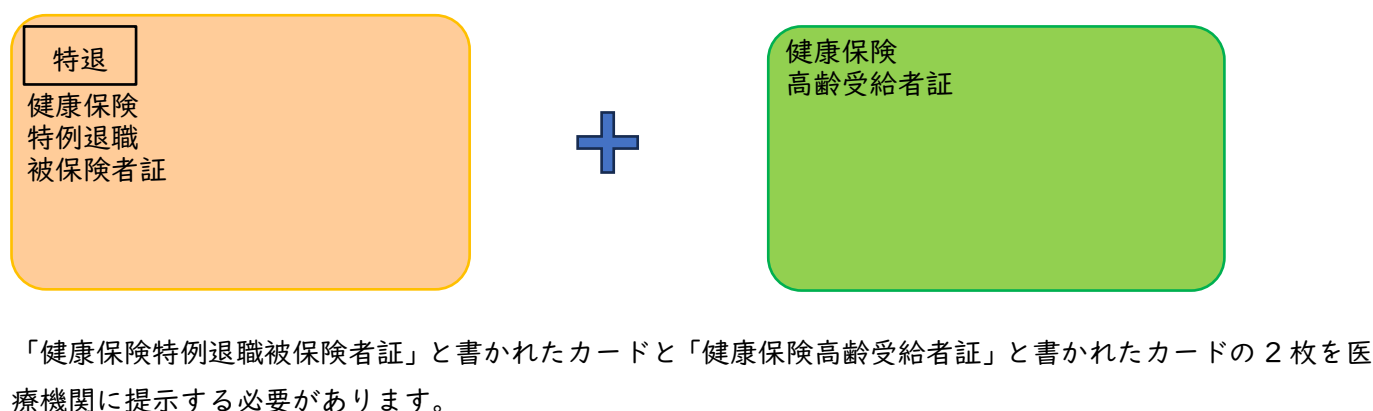
マイナ保険証で受診する場合はマイナ保険証 1枚で医療機関において必要事項が確認できるため、高齢受給者証の提示は不要です。

なお、資格確認書には自己負担割合が記載されているため、高齢受給者証は不要です。

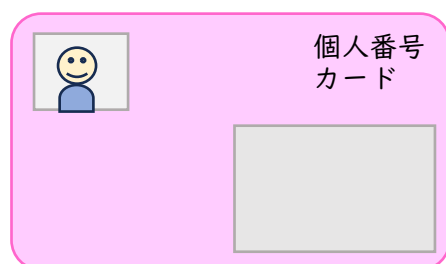
<在職中の方・任意継続被保険者の方（被保険者等記号が「459」以外の方）>



<特例退職被保険者の方（被保険者等記号が「459」の方）>



<マイナ保険証を使う場合>



マイナ保険証で健康保険証・高齢受給者証両方の情報を取得することができるため、マイナ保険証のみの提示で済みます。